

「電波法関係手数料令の一部を改正する政令案等に対する意見募集」意見募集結果
提出された御意見及び総務省の考え方

○実施期間 令和 8 年 5 月 23 日（土）から同年 6 月 22 日（月）まで（31 日間）

○意見提出者 合計 7 者

※個人・匿名からの御意見のみで、法人・団体からの御意見はありませんでした。

●提出された御意見及び総務省の考え方

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○検査手数料について。 (1) 1kW、10kW 以上のテレビジョン基幹放送局および多重放送局の落成検査手数料はもう一桁あげるべきである。大企業からの手数料収入を増やし、その財源を運営に充ててほしい。 (2) アマチュア無線局の検査手数料は他の無線局よりも優遇された手数料額となっているが理由はなぜか。申請者が多く収入源となるので、少なくとも漁船の船舶局と同等の額にすべきである。 ○国家試験手数料改正について。 (3) 近年の情勢変化を鑑みても手数料の値上げは妥当である。近年改正された他の通信系の国家試験と比べても微々たる値上げ額であるが運営できるのか不安が残る。受験者が少ない試験は試験実施回数や開催地を削減し、効率的な運営を心がけてほしい。 ○すべての手数料改正について。 (4) 近年の情勢変化を鑑みても手数料の値上げは妥当である。インク代、輸送費の問題だけでなく、DX 推進の観点から特に書類申請は電子申請の 2 倍から 4 倍の額にするべきである。DX を推進するのであれば、それくらいの値上げをしなければ紙申請から脱却するのは厳しいと考える。 【匿名】	賛成の御意見として承ります。 実費を勘案して手数料を算出した結果、改正案のとおりとしております。 国家試験の実施に関する御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考として承ります。	無
2	改正後の電波法関係手数料令（以下「新令」という。）第二十条第七項中「四、九〇〇円（当該検査が同条第四項の規定によりその一部が省略されて『書類の審査の方法のみによって行われる場合』にあつては、二、四五〇円	電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請等については、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」第 6 条第 1 項及	無

	（『電子申請等により同項の規定による書類の提出をする』場合にあつては、二、三〇〇円）とする。」と規定しているが、新令において「書類」が「電磁的記録」を含むものとして規定されていないことからその旨を規定すべきではないか。（電子申請等により提出できるのは書類に係る電磁的記録であり、書類を提出するのは技術的に不可能。） なお、本規定案では『電子申請等により同項の規定による書類の提出をする』場合には二、四五〇円が二、三〇〇円に置き換わる規定となっているが、四、九〇〇円が置き換わるのは『書類の審査の方法のみによつて行われる場合』であり、前述のとおり書類には電磁的記録含まない法的構造であるため、『電子申請等により提出をする』場合には『書類の審査の方法のみによつて行う』ことができずその場合に該当しないため、四、九〇〇円が二、三〇〇円に置き換わることがなく、規定としての意味をなさないため、やはり「書類」が「電磁的記録」を含むことを規定すべきではないか。 【個人】	び第２項の規定が適用される（端的に言えば、「書類」は「電磁的記録」に読み替えられる。）ことから、そのような旨は規定する必要がないものです。	
3	無線従事者国家試験手数料の変更（増額）は、反対致します。 ワイヤレス人材の育成の観点から、多くの方に無線従事者資格を取得してもらうことが必要と考えます。 無線従事者資格の取得は、養成課程の修了などの方法もありますが、国家試験を受験し合格する方法が一般的であります。 企業や団体の経費負担で構成員（社員・職員等）が国家試験を受験することもあります。ほとんどの方は個人負担で国家試験を受験する方が多いと考えられます。 そのため、試験手数料の変更（増額）は、個人の経済的負担を大きくすることを強いるものであり、受験者の減少、すなわちワイヤレス人材の育成を妨げるものになると考えます。 また、電気通信術のある国家試験の受験料が著しく高く、受験者の負担がさらに大きくなっているように見えます。 これらの試験は科目合格制度があるものの、科目合格があり受験科目が１科目であっても受験料が変わらないことも、受験者の負担を強いる制度と考えます。 試験官の人件費や試験会場費なども高騰している状況ではありますが、受益者が必要な経費を負担するという観点からも、科目合格者の手数料の逡減についても制度化する必要があると考えます。 【匿名】	実費を勘案して手数料を算出した結果、改正案のとおりとしております。 御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考として承ります。	無

4	手数料値上げに反対する。 公平・公正な電波利用の観点から、減額すべきだ。 現在 テレビ局・ラジオ局は、「マスメディア集中排除原則」に触れる独占企業が増えつつある。これはひとえに、電波利用許可の不公平さ・不公正さによるものである。マスメディア集中排除原則に違反する局は、その放送内容も 問題が多い（ファクトチェックを通さないネットデマの吹聴、人種・民族・ジェンダー差別的な発言など）。 手数料の値上げは、選挙における供託金の様に、参入の敷居を上げ 自由な放送を妨げるものである。金銭的な制限を設けるより、第三者による放送内容の検証など、人権・倫理に沿う放送局の選定を行っていただきたい。 【匿名】	実費を勘案して手数料を算出した結果、改正案のとおりとしております。 その他の御意見については、本件意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の検討に当たっての参考として承ります。	無
5	検査手数料のうち、テレビジョン放送とアマチュア無線でワットあたりの観点で比較すると、倍程度の違いしか見られません。テレビジョン放送は陸上特殊無線技士レベルの技術的な適合性だけではない総合的な判断が必要になる場合も多いと思います。一方でアマチュア無線の場合はアマチュア無線技士レベルの技術的な適合性を確認すると認識しています。受益者負担の原則や作業原価を考えた場合に、テレビジョン基幹放送局では 1Kw 越え 10Kw 以下で 300 万円程度を徴取してもやむを得ないと考えておりますがいかがでしょうか。 【匿名】	無線局検査は、あくまで技術的な適合性を検査するものです。検査手数料については、実費を勘案して手数料を算出した結果、改正案のとおりとしております。	無
6	船舶局無線従事者証明の新規訓練の申請は、証明書本体の申請をもって足りるので、新規訓練の申請はないと思います。 「電子申請等」とは、「申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知をいう。」であり、行政機関等からの通知は、「処分通知等」だと思っています。 制度制定時の経過措置で、昭和 58 年 4 月 30 日から 5 年間は、施行時に所定の無線従事者免許を持っていた者は、新規訓練を受けなくても証明書が交付されていたことは承知していますが、電子申請であれば、申請内容に問題が無かったら即時に新規訓練が必要かどうか判断でき、例えば 1 回の電子納付で済みます等、もう少しシステム改善ができる余地がないか再度ご検討いただいた上で、新規訓練の手数料を見直して貰いたい。 【個人】	新規訓練については、船舶局無線従事者証明の申請と合わせて、新規訓練受講の有無の確認及び手数料の電子納付が可能となるよう、電子申請システムを導入する予定です。 新規訓練の手数料については、実費を勘案して手数料を算出した結果、改正案のとおりとしております。	無
7	通信市場において大手キャリアによる寡占が進行し、MVNO の存続が脅かされている現状において、今回のような手数料改定は、さらなる競争阻害と弱者圧迫を招く恐れがある。国は、手数料の事務的な調整に終始するのではな	実費を勘案して手数料を算出した結果、改正案のとおりとしております。 その他の御意見については、本件意見募集の対象では	無

く、競争環境の公正化と国民への直接的な通信コスト支援を直ちに講じるべきである。 現代社会において、通信は水道や電気と同様の生命線であり、これを大手キャリアの寡占に委ねることは、弱者から選択の自由と生活の糧を奪う行為に等しい。MVNOの存続は、大手による高額料金の抑制を担保する唯一の防波堤であるが、現在の市場環境ではその存続すら危うい状況にある。 今回の手数料改正にあたり、以下の3点を強く求める。 MVNOを排除しない手数料設定：手数料の引き上げは、体力のない小規模なMVNOにとって死活問題となり、結果として大手キャリアの一強支配を強固にする。手数料設定にあたっては、MVNOの競争力を保護し、新規参入を促すための「逆進的な優遇措置」や、大規模事業者への実質的な負担増を検討すべきである。 大手に対する実効的なプライスカップの導入：寡占市場において、市場原理による価格低下は期待できない。国は、過度な利益を上げ続ける大手キャリアに対し、国民生活を守るための「プライスカップ（価格上限）」の導入を早急に議論すべきである。国民の生存権に関わる通信料金を、企業の利益最大化の道具にさせてはならない。 国民への直接支援とセーフティネットの確立：通信料の値上げや構造的なコスト増が避けられないのであれば、国は国民に対し、通信環境を維持するための直接的な補助（通信税の軽減や低所得者向けバウチャー制度等）を即座に実施すべきである。行政の役割は「事務手続きの効率化」ではなく、「全ての国民が等しく情報社会に参加できる環境を維持すること」にある。 通信市場の歪みは、弱者の生活を最も直接的に破壊する。国には、巨大企業のためのルール作りではなく、弱者とMVNOを保護し、公正な競争環境を回復させるための断固たるリーダーシップを求める。 【匿名】	ありませんが、今後の施策の検討に当たっての参考として承ります。	
--	--	--

注：その他、案と無関係と判断されるものが1件ありました。